

(全員手続きしてください)

令和7年度 就学支援金及び臨時支援金の 申請手続きについて

令和7年7月以降分の申請手続きについて

- ・授業料相当額の支援を受けるためには、「高等学校等就学支援金」及び「高校生等臨時支援金」のどちらも申請する必要があります。
- ・オンラインでの申請をお願いします。
オンライン申請の場合、就学支援金と臨時支援金の両方を申請していただくこととなります。
ただし、過去に個人番号を県に提出した場合や紙による申請をご希望の場合は、在学する学校へ申請用紙をもらってください。
- ・申請とは別に、「就学支援金等確認票」は、ご記入のうえ在学する学校へ提出してください。

オンライン申請の期間

- ・令和7年7月10日（木）～7月18日（金）



e-shien ログイン画面

現在、就学支援金を受給している方

- ◆個人番号をオンラインで直接入力または個人番号カードをコピーして台紙提出した人
⇒「臨時支援金受給資格認定申請書」を提出してください。
「就学支援金等確認票」を提出してください。
- ◆オンラインでマイナンバーカードをかざして申請（自己情報）した人
⇒オンラインで継続届出をしてください。
「就学支援金等確認票」を提出してください。
- ◆保護者等情報に変更がある人
⇒オンラインで保護者等情報変更届出と継続届出をしてください。
「就学支援金等確認票」を提出してください。

現在、就学支援金を受給していない方

- ◆2, 3, 4年生：直近で、令和7年3月に授業料が口座振替されている人
- ◆1年生：令和7年4月申請時に、「意向なし」または「不認定」の人
⇒オンラインで新規申請をしてください。
「就学支援金等確認票」を提出してください。

留意事項

1 税の申告について

個人番号で収入状況を確認するため、収入がない方も税の申告をしていただく必要があります。

税の申告をしていない方は急ぎ市町村役場等で税の申告をしてください。

2 個人番号（マイナンバー）の利用について

提出いただく個人番号で市町村に情報照会を行い、収入や税情報、生活保護情報等を確認します。

3 保護者等について

保護者等とは、原則、親権者（両親）のことです。

ただし、親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順で、保護者等に該当することとなります。

4 個人番号で収入状況が確認できなかった場合について

学校を通じて「課税証明書等」の提出をお願いすることがあります。

また、8月中旬までに収入状況が確認できない場合は、一旦授業料を納付いただく場合があります。

5 就学支援金（家計急変制度）について

令和5年4月から、所得制限で通常制度の対象とならず、次の要件を両方満たす場合に支援を受けられる可能性があります。

詳細は、在学する学校へお問い合わせください。

- ・対象となる家計急変事由に該当（自己都合によらない離職等）
- ・家計急変事由発生後3ヶ月分の収入状況等を用いて推計した世帯年収が約590万円未満相当になる場合

6 高校生等臨時支援金について

令和7年度に限り、就学支援金で所得制限により「不認定」となった場合に、臨時支援金により授業料相当額を支援します。

令和7年7月の就学支援金申請と同時に臨時支援金の申請を受け付けますので、授業料支援を希望の方は収入額に関わらず申請してください。